

法人文書の開示について

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史 様

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

令和元年10月17日付けの法人文書の開示の実施方法等申出書において申し出のあった下記文書をお送りいたします。

記

1. 「本件医療過誤事件の損害賠償請求訴訟において、名古屋高等裁判所が判示された後、同判決が確定していないにもかかわらず、貴殿は最高裁判所へ上告せずに、平成30年7月19日、損害賠償金（賠償金117万7330円及び遅延損害金82万4131円の合計200万1461円）を名古屋法務局へ供託した理由について、その理由を記載した貴院の組織内の決裁にかかる文書」

以上

理事長	院長	副院長	部長	課長	室長	専門職	係長	係員

BZD事案の判決後の対応にかかる検討会議事録

日時：平成30年7月3日（火）16:30～17:00

出席者：[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(事案概要)

原告 多田雅史は浮動製めまい（非回転性めまい）の症状を訴え、被告 国立循環器病研究センターで治療を受けたが、ベンゾジアゼピン系薬物依存となって重篤な離脱症状を生じた。それは被告病院医師が①ベンゾジアゼピン系薬物を適応のない症例に投与しない注意義務違反し、②ベンゾジアゼピン系薬物の総投与量を管理すべき注意義務に違反し、③離脱症状を回避する適切な減薬・断薬方法を実施すべき注意義務に違反し、④ベンゾジアゼピン系薬物の性質及び副作用等に関する説明義務に違反したからであると原告は主張し、被告に対し、不法行為（使用者責任）又は診療契約上の債務不履行に基づき、損害賠償（遅延損害金の支払を含む）を求める事案である。

(名古屋地方裁判所判決内容)

1. 被告は、原告に対し、117万7330円及びこれに対する平成16年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 原告のその余の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、これを100分し、その99を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

判決内容を不服とし、原告・被告双方から控訴されたため、名古屋高等裁判所にて審議が行われた。

(名古屋高等裁判所判決内容)

1. 双方の控訴を棄却する。
2. 一審原告の拡張請求を棄却する。

(判決の詳細について) 主に一審判決との相違点を中心として

1. 添付文書の改訂について

松本俊彦

一審原告は、一審被告側が提出した意見書（特に[Redacted]の意見書）は医学的知見

に反するものであると非難し、一審判決は誤った医学的知見に基づくものだと主張したが、本判決は、過失の判断は当時の医学的知見に基づくものであることを示し、さらに、**〇〇〇〇**の意見について改訂後の医学的知見と矛盾するものではないとの判断を示し、一審原告の主張を排斥した。

松本俊彦

大江洋史 2 **〇〇〇〇**の説明義務違反について

大江洋史

一審被告は控訴を提起し、**〇〇〇〇**に説明義務違反はないこと、説明義務違反と一審原告のランドセンの服用との間に因果関係がないこと、一審原告の症状の発現は以前からの精神疾患が発現したにすぎないことを主張した。

大江洋史

本判決は、説明義務違反については、一審判決の判断を支持したものの、ランドセンの服用については、仮に**〇〇〇〇**が説明義務を尽くしたとしても一審原告は診断的治療を承諾したと認定し、因果関係を否定した。

大江洋史・宮下光太郎 3 **〇〇〇〇**の減薬時の過失について

大江洋史・宮下光太郎

一審判決は、減断薬については確立した基準は存在しておらず、医師の裁量に委ねられるとした上で**〇〇〇〇**の指示に注意義務違反は認められないと認定した。

本判決は、それを前提した上で、医師の合理的な裁量に委ねられている以上は、患者に対して指示を遵守させ、医師の管理化で薬物の漸減を行う必要があり、患者が医師の指示に服さず、自己の判断で減断薬をしようとしているような場合には、患者に対して、医師の指示に服する必要があることを改めて説明し、患者に十分理解させるなどして、離脱症状を回避する適切な断薬を実施すべき義務を負うと認定した。

大江洋史

大江洋史

宮下光太郎

その上で、**〇〇〇〇**が平成17年5月9日（一審原告が服用量を減らしたいと申告した診察日）、同年8月1日 **〇〇〇〇**が一審原告に対し、ランドセンの中止に関するメールを送信した日）に、一審原告に対して、医師の指示に従い、自己判断での減薬を中止させるような措置を講じていないと認定した。また、**〇〇〇〇**についても、同年12月21日の時点（一審原告に対して減断薬に関するメールを送信した日）において、同様に、一審原告に対して自己判断での断薬を中止させるような措置を講じていないと認定した。

これらの事実を指摘し、一審被告に過失があると認定した。

被告医師 4 **〇〇〇〇**らの過失と損害の因果関係について

一審原告は、改訂後の添付文書にも、常用量依存による重篤な離脱症状が生じることが言及され、最新の医学的知見に照らせば、一審原告が重篤な離脱症状となっていることは明らかであり、平成18年3月に離脱症状を脱したとする一審判決は不当であると主張した。

本判決は、一審原告が提出した2通の医師の意見書を踏まえても、平成18年3月には症状が回復したと認められると認定できるとし、その上で、同年4月以降の症状については、ランドセンの中止による離脱症状を再度発症したとは考えにくいこと、

被告協力医

一審原告には精神疾患の既往が疑われ、[REDACTED]らの意見を踏まえると、離婚や借金などのストレスによりうつ症状を発症し、悪化させたものと認められると認定した。

5 損害額について

以上の1～4の点から、本判決は損害額については一審判決と同額の損害（117万7330円）を認定した。

(打ち合わせ内容)

小川久雄理事長

[REDACTED] 最高裁に上告することは可能か。

古川智祥弁護士

[REDACTED] 上告審は法律審であり、原則として法律の規定・解釈が憲法や過去の最高裁判例に反していないかを審理するのみであって、単なる事実認定の適否を争うことはできません。

このため、この事案を上告したとしても門前払いされる可能性が極めて高いと考えます。

小川久雄理事長

[REDACTED] 賠償金は遅延損害金を含めてどれくらいになるのか。

古川智祥弁護士

[REDACTED] 支払日が決まらないと確定しないが、約200万円になります。

小川久雄理事長

[REDACTED] 原告側が上告する可能性はあるのか。

古川智祥弁護士

[REDACTED] ほぼ確実に上告する。

小川久雄理事長

[REDACTED] 原告側が上告した場合、賠償金・供託金の扱いはどうなるのか。

古川智祥弁護士

[REDACTED] 上告しても賠償金は受け取れる。また、原告本人のブログで強制執行を行うことをほのめかしているので、対応は早めにされたほうが良いと思われます。

小川久雄理事長

[REDACTED] 1審判決後供託しているが、今回も供託が必要となった場合はどのような処理になるのか。

古川智祥弁護士

[REDACTED] 1審の供託金とは別になるので、再度供託金を法務局に納める必要がある。

小川久雄理事長

[REDACTED] 減薬時の過失を認められたのは不本意ではあるが、上告しても門前払いになる可能性が高く、上告する労力と得られるメリットを考えると上告しないのが妥当と考える。上告しないので賠償金を支払うことになるが、やむをえない判断と考えるがどうか。

(出席者から異存の声はなし)

小川久雄理事長

[REDACTED] それでは上告せず賠償金を支払うの方針で決定します。
賠償金の支払い等今後の必要な手続きは弁護士間で進めることでよろしいですか。

森医事課室長

[REDACTED] そのとおりです。振込等センター側で必要な手続きが出てきた時点で連絡します。

古川智祥弁護士

[REDACTED] わかりました。

以上